

# 離婚届に伴う手続について

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

◎下表に該当される方は手続が必要です。詳しくは担当課までお問合せください。

厚木市役所 代表 (046)223-1511

## 届出に必要なもの

協議離婚……………離婚届、離婚の際に称していた氏を称する届(離婚後も婚姻中の氏をそのまま使用する場合のみ必要)、  
本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住民基本台帳カード、在留カードなど官公署発行の  
顔写真付の証明書)

国民健康保険被保険者証、国民年金手帳等(厚木市に住居登録のある方で、氏、住所等の変更がある方のみ)

裁判上の離婚……………離婚届、離婚の際に称していた氏を称する届(離婚後も婚姻中の氏をそのまま使用する場合のみ必要)、

調停調書の謄本(調停・和解・認諾離婚の場合)、審判書の謄本と確定証明書(審判離婚の場合)、判決書の謄本と  
確定証明書(判決離婚の場合)

国民健康保険被保険者証、国民年金手帳等(厚木市に住居登録があり、氏・住所等の変更ある方)

	手続・対象者等	必要な物	お問合せ先	担当窓口
マイナンバーカード等	■氏の変更	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 2em;">}</div> いずれか	住民異動係 225-2110	市民課 本庁舎1階①番
印鑑登録 (登録者の方のみ)	■廃止	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード) ※氏の変更に伴い、登録している印鑑と氏名に相違が生じる場合、自動的に廃止となります。		
国民健康保険 (国民健康保険被保険者証)	■氏の変更	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 ※本日、国民健康保険被保険者証等をお持ちでない方は、後日お持ちの上、国保年金課で手続をお願いします。	国保給付係 225-2120	
国民年金	■基礎年金番号通知書の再発行 (第1号被保険者で、希望者のみ)	<input type="checkbox"/> 納付書など、基礎年金番号がわかるもの ※既に年金手帳が発行されている場合、変更後の氏名をご自身で記載していただければ、引き続き使用できます。	国民年金係 225-2121	国保年金課 本庁舎1階②番
	■種別変更 (第3号被保険者)	<input type="checkbox"/> 年金手帳又は基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 資格喪失連絡票など、扶養から外れた日又は離婚日が確認できる書類		
	■受給者	<input type="checkbox"/> 年金証書		
後期高齢者医療制度 (後期高齢者医療被保険者証)	■75歳以上	<input type="checkbox"/> 手続の必要はありません。氏名・住所に変更がある方は、後日保険証等を送付します。	長寿医療係 225-2223	国保年金課 (長寿医療係) 本庁舎2階⑨番
各種医療証 (お持ちの方で氏名、住所、健康保険証等に変更がある場合)	■心身障害者医療証	<input type="checkbox"/> 心身障害者医療証 <input type="checkbox"/> 新しい健康保険証(保険証が変わった場合) ※氏名、住所、健康保険証に変更がある場合のみ	障がい福祉係 225-2154	障がい福祉課 第2庁舎1階
	■ひとり親家庭等医療証	<input type="checkbox"/> 健康保険証 等 ※担当課にてご相談が必要です。	こども家庭支援係 225-2241	子育て給付課 本庁舎2階⑧番
	■低出生体重等の乳児で養育医療の医療券をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 子どもの医療証 <input type="checkbox"/> 子どもの健康保険証(変更がある場合) <input type="checkbox"/> 養育医療の医療券 <input type="checkbox"/> 新しい健康保険証(保険証が変わった場合)	こども医療・手当係 225-2230	子育て給付課 本庁舎2階⑧番
介護保険被保険者証	■65歳以上 ■40～64歳の要介護(要支援)認定者	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	介護保険料係 225-2393	介護福祉課 本庁舎2階⑩番
子育て日常生活支援事業 (紙おむつ等の支給事業)	■受給者 ■対象児童	<input type="checkbox"/> 手続が必要な場合があります。	こども医療・手当係 225-2230	子育て給付課 本庁舎2階⑧番
児童手当	<input type="checkbox"/> 受給者 <input type="checkbox"/> 配偶者	児童手当を受けている方、これまで受けていなかった方は、本庁舎2階⑧子育て給付課で手続をしてください。		

	手続・対象者等	必要な物	連絡先	担当課
母子・父子各種手当制度	□担当課にてご相談が必要です。		こども家庭支援係 225-2241	子育て給付課 本庁舎2階⑧番
特別児童扶養手当				
各種障害者手帳 自立支援医療受給者証 障害福祉サービス受給者証	■氏名変更等	□ 各種障害者手帳 ※手当受給者は預金通帳が必要な場合があります。 □ 自立支援医療受給者証 □ 障害福祉サービス受給者証	障がい福祉係 225-2221 障がい者支援第一係 225-2247 障がい者支援第二係 225-2254	障がい福祉課 第2庁舎1階
市営住宅入居者	■異動届又は入居承継申請もしくは住宅返還届の提出	□手続によって異なりますのでお問合せください。	住宅管理係 225-2346	住宅課 第2庁舎12階
飼養している犬の所有者変更 し尿のくみ取り世帯の方		□担当課にご連絡ください。	美化衛生係 225-2750	生活環境課 第2庁舎7階
上下水道料金		■県水使用者…名義変更・使用休止等がある場合 神奈川県企業庁厚木水道営業所【Tel(046)224-1111】までご連絡ください。 ■地下水使用者…名義変更・人数変更・使用休止等がある場合 河川下水道総務課【第2庁舎14階Tel(046)225-2361】までご連絡ください。		
認可保育所 放課後児童クラブ 幼稚園 認定こども園		■認可保育所・幼稚園・認定こども園に入所している児童の保護者の方が離婚された場合、保育課【第2庁舎3階Tel(046)225-2231】、こども育成課【幼稚園・認定こども園】第2庁舎3階Tel(046)225-2262】にご連絡ください。 《厚木市外の認可保育所に入所している方も届出が必要です。》 ■市立放課後児童クラブに入所している児童の保護者の方が離婚された場合、こども育成課【第2庁舎3階Tel(046)225-2582】にご連絡ください。		
市立小・中学校		■小・中学校の就学援助費受給申請し、認定されている児童、生徒の保護者の方が離婚された場合、学務課【第2庁舎4階Tel(046)225-2650】にご連絡ください。 ■市立小・中学校に通学している児童、生徒の保護者の方が離婚された場合、学校給食課給食企画係【第2庁舎5階Tel(046)225-2683】までご連絡ください。		

■在留カード 東京入国管理局横浜支局川崎出張所 044-965-0012

離婚日から14日以内に入国管理局へ届出が必要な場合があります。

■犬や猫の飼い主…マイクロチップを装着させている場合は手続が必要です。

<https://reg.mc.env.go.jp/> 問合せ:(公社)日本獣医師会(Tel 03-6384-5320)

